

【計画書】

島原都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【 目次 】

1. 都市計画の目標.....	1
1) 島原都市計画区域における都市づくりの基本理念	1
2) 地区毎の市街地像.....	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	3
1) 区域区分の決定の有無.....	3
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	4
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
①主要用途の配置の方針.....	4
②土地利用の方針.....	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	5
2)－1 交通施設.....	5
2)－2 河川.....	7
2)－3 下水道.....	8
2)－4 その他の都市施設.....	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	8
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	9
5) 都市防災に関する方針.....	11
6) 景観に関する方針.....	11

島原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 島原都市計画区域における都市づくりの基本理念

島原都市計画区域は、島原半島地域の東部に位置し、地域の中心都市として、今後の島原半島地域の発展を牽引する役割を持つ都市計画区域である。

本都市計画区域の属する島原半島地域は、雲仙天草国立公園をはじめとした豊かな自然環境や知名度の高い観光資源、県内最大の農業地帯を有する地域であり、平成21年8月には、日本で初めて世界ジオパークに認定されている。ここで、「自然を活かした観光・交流の賑わいと田園の中の住みよさを活かした地域づくり」を島原半島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、豊かな湧水、城下町の風情を残す武家屋敷や町家、雲仙普賢岳の噴火活動により新たに生まれた平成新山、眉山の裾野に広がる豊かな自然環境や広大な農地など、多くの特徴を有する都市計画区域である。

また、福岡県や熊本県方面への航路を有することから、県外との結びつきが強い都市計画区域でもある。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- 武家屋敷、町家などの城下町の風情と豊かな湧水を活かした都市づくり
- 雲仙普賢岳と共生し、安全で安心して暮らせる都市づくり
- 県内外との多様な連携・交流を育む活力あふれる都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 島原鉄道島原駅周辺地区

本都市計画区域の中心市街地であり、市役所や国・県の機関などの業務施設、商業施設などが集積する地区である。

また、武家屋敷や島原城、森岳商店街の町家などの「城下町」としての風情や、白土湖や水屋敷、“鯉の泳ぐまち”などの「水の郷」としての風情ある街なみを有する地区でもある。

島原半島地域における商業・業務の拠点として、利便性の高い市街地形成を図るとともに、住民と一体となった街なみ整備を行うことにより、魅力ある観光の拠点としての空間形成を図る。

b. 島原港三会新港地区

建設資材、一般貨物などを取り扱う物流の拠点であり、青果市場関連施設や食品加工関連施設などが数多く立地した地区である。物流機能やアクセス機能が充実した物流の拠点としての形成を図る。

c. 安中地区

平成2年に始まった雲仙普賢岳噴火活動にともない、特に大きな土石流災害や火砕流災害を受けた地区である。

拡幅工事が行われた水無川と導流堤とに挟まれた安中三角地帯は、防災と新たな宅地や農地の再生を目的として、土石流により水無川や中尾川に堆積した土砂を利用した嵩上事業を官民一体となって取り組み、嵩上げ後、土地区画整理事業や農地災害関連区画整備事業が行われ、計画的な宅地や農地が整備された地区である。

また、海岸部においても、土石流により水無川や中尾川に堆積した土砂による埋立が行われ、島原復興アリーナや火山観光の拠点となる雲仙岳災害記念館が建設されている。

このため、当該地区を、雲仙普賢岳噴火災害からの復興の象徴として位置づけ、道路、公園などの都市基盤施設が整い、周辺の田園風景と調和した魅力ある市街地形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

島原都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

①区域区分の必要性

- 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- 都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

島原鉄道島原駅周辺地区は、市役所や国・県の機関などの業務施設、商業施設などが集積し、また、清らかな湧水に恵まれ、城下町の歴史を感じさせる風情ある街なみ景観を醸し出している地区である。

今後も、当該地区を、島原半島地域の中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける。

b. 工業地

島原港三会新港地区は、貨物対策施設が整備された港湾を有し、食品加工関連施設や青果市場関連施設などが数多く立地した地区である。今後も、当該地区を、物流機能やアクセス機能が充実した工業地として位置づける。

二級河川大手川河口部の高島地区から弁天町地区にかけては、食品加工関連施設などが立地しており、今後も、当該地区を、工業地として位置づける。

c. 住宅地

中心部の住宅地は、公共施設や商業施設などに近接するという利便性を活かした都市サービスが享受できる住宅地として位置づける。

安中三角地帯には、嵩上事業と土地区画整理事業により新たに生み出された計画的な住宅地が形成されている。今後も、良好な住環境の保全を図るとともに、雲仙普賢岳噴火災害からの復興の象徴となる住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地については、周囲の豊かな山林などの自然環境や広大な農地に十分配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

②土地利用の方針

a. 居住環境の改善又は維持に関する方針

安中土地区画整理事業区域内の住宅地は、道路、公園などの都市基盤施設の一体的な整備により、良好な住環境が生み出されているとともに、雲仙普賢岳噴火災害からの復興に向けた象徴となる住宅地であることから、今後も、その住環境の維持に努める。

b. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

石垣と桜並木が風情ある景観を織りなす島原城跡公園や、有明海を眺望でき、松林などを有する霊丘公園は、市街地内にある貴重な緑の空間であり、都市の風致を構成する要素でもあることから、その風致の維持に努める。

c. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域には、三会地区、杉谷地区に広がる水田や畑地、安中三角地帯の畑地などの農地が形成され、安定した農業生産活動が行われている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する

必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

d. 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域は、雲仙天草国立公園の一部である眉山山麓などの丘陵部や島原半島県立公園の一部である九十九島などの海岸部において、貴重な自然環境が残されていることから、豊かな自然や生態系の維持、自然とのふれあいの場にふさわしい空間の維持に向け、その自然環境の保全に努める。

また、本都市計画区域内では、雲仙山系に涵養された水が随所から湧きだし、「鯉の泳ぐまち」や「武家屋敷水路」といった風情ある景観を醸し出すなど、古くから「水の都しまばら」として親しまれている。今後もこれらの保全に努めるとともに、観光資源としての活用も図る。

e. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設^{※1}については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地（以下「まちなか」という。）の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

島原都市計画区域においては、下記を「まちなか」の基準をみたしている区域とし、原則としてこの区域に大規模集客施設の立地を誘導する。

島原市役所周辺から島原外港周辺

ただし、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン」による特例的な区域は含まない。区域のおおむねの範囲については、別紙のとおり。

（※1）「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2)－1 交通施設

①基本方針

a. 交通体系の整備の方針

地域高規格道路や広域道路の整備を促進し、島原半島地域内の各都市との連携・交流を強化するとともに、長崎、諫早方面などとの連携・交流を強化する。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、住民の利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

地域高規格道路や港湾、駅、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系を確立するとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b. 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

また、本都市計画区域における交通混雑の解消をめざす。

②主要な施設の配置の方針

a. 道路

地域高規格道路である島原道路（都市計画道路島原南北縦貫線）は、本都市計画区域と長崎、諫早方面との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、救急医療体制の支援などに資する道路であるため、交流促進型の広域道路として位置づける。

都市計画道路（以下(都)という。）島原縦貫線、(都)安徳新山線、一般国道57号、251号は、本都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

(都)大手折橋線、(都)新山本町線、主要地方道（以下(主)という。）愛野島原線、一般県道（以下(一)という。）島原湊停車場線、(一)野田島原線、(一)千本木島原港線、(一)礪石原松尾町停車場線は、住民の日常生活の利便性向上に資する道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として位置づける。

なお、(一)千本木島原港線は、雲仙普賢岳噴火による相次ぐ土石流や火砕流災害から復旧した道路であり「島原まゆやまロード」とも呼ばれている。また、平成新山の間近を通り、沿道には平成新山ネイチャーセンターなどが整備され、日本一の砂防ダム群を目の当たりにでき、土石流や火砕流跡などの迫力ある火山活動の爪痕を眺望できる道路でもあり、また世界ジオパークの認定と併せて観光資源としての活用も図る。

b. 港湾

島原港は、福岡県や熊本県方面への航路を有し、島原半島地域の海の玄関口として重要な役割を担っている外港地区、貨物を取り扱う三会新港地区、漁船の基地となっている内港壺南地区の3つの地区により構成されている。

今後も、人流・物流の拠点として、また、漁船の基地としての役割をもつ地域に密着した地方港湾として位置づける。

c. 鉄道

島原鉄道は、住民の通勤・通学や買物などの生活利便性の向上に資する鉄道であることから、地域に密着した鉄道として位置づける。

③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

(都)新山本町線

2)－2 河川

①基本方針

a. 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

なお、二級河川水無川や中尾川の流域においては、雲仙普賢岳の噴火活動による火山灰、溶岩塊などが、今なお、堆積している状況にある。したがって、これら流域においては、土砂災害防止施設である砂防堰堤、導流堤、導流工の整備など砂防事業を推進する。また、安全性が向上した広大な砂防指定地については、火山・砂防の学習の場として、また、復興情報の発信の場などとしての活用を図る。

b. 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

②主要な河川の配置の方針

二級河川西川、中尾川、北川、大手川、白水川、新湊川、鮎川、水無川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

③主要な河川の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する河川は、次のとおりとする。

二級河川白水川

2)－3 下水道

①基本方針

a. 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および大手川や有明海などの公共用水域の水質保全を図るため、各々の地区に適した施設の整備を図る。

なお、整備手法については、長崎県污水处理構想に基づき、計画的、効率的に他の污水处理手法と一体的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

さらに、本都市計画区域は、豊富な地下水が随所にわき出ていることで、「鯉の泳ぐまち」などの独特の風情を醸し出しており、古くから「水の都」として親しまれている。この豊かな「水」は、これまで本都市計画区域を支えてきた資源であり、今後も本都市計画区域の発展には欠かすことのできない貴重な財産でもある。

したがって、水質の保全や水辺空間の創出は、非常に重要な課題としてとらえる必要がある。

b. 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。

概ね10年後における島原市内の普及率（污水处理^{※2}人口／行政人口）は、52%を目標とする。

（※2）「污水处理」とは、下水道、浄化槽など各種污水处理施設による汚水の処理のこと。

2)－4 その他の都市施設

①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な県央・県南ブロック（島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市の5市）において、将来的に3施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において、土地の高度利用、密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区においては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

安中三角地帯は、防災と新たな宅地の再生などを目的として、雲仙普賢岳噴火活動により発生した土石流により水無川や中尾川に堆積した土砂を利用し、官民一体となって嵩上事業を行った地区である。この地区の一部については、安中土

地区画整理事業が行われ、計画的な宅地が形成されており、その良好な住環境の保持に努める。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、雲仙天草国立公園の一部である雲仙普賢岳の裾野に位置し、背後には、1792年に地震により大崩壊した眉山、前面には、眉山崩壊の際に生み出された島原半島県立公園の一部である九十九島など貴重な自然環境や景勝地を有している。

また、市街地内においても、豊富な湧水や武家屋敷、町家など風情あふれる街なみ景観を有している。

さらに、雲仙普賢岳噴火活動により生じた平成新山などの新たな火山景観等を有する都市計画区域でもある。

本都市計画区域がもつこれらの自然環境や風情ある街なみ景観については、保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての活用も図る。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

島原市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とする。

②主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

島原半島が世界ジオパークに認定され、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園の雲仙岳山麓から連なる丘陵地については、今後も、自然公園全体の森林などの美しい自然との連続性を維持するとともに、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物の生息生育地については、その環境の保全に努める。

眉山の大崩壊とともに地下水が噴き出して出現した白土湖や、日常的に住民に利用されている浜の川湧水、家並みの前を流れる用水路に錦鯉の群れが泳ぐ「鯉の泳ぐまち」、城下町のたたずまいを残した通りの中央に清水が流れる武家屋敷などに代表される島原湧水群は、「水の都」としての情緒を醸し出している。この湧水群は、昭和60年に当時環境庁の「名水百選」に、平成7年には当時国土庁の「水の郷」にも選定されており、水量・水質が優れているばかりでなく、固有の歴史、文化を有し、住民の日常生活に密接につながるものとなっている。今後も、その保全に努めるとともに、住民の日常生活や観光にお

いて積極的な活用を図る。

b. レクリエーション系統の配置方針

島原総合運動公園や霊丘公園は、本都市計画区域および周辺の住民が、スポーツなどの余暇活動を楽しむことができ、また、身近に自然にふれ親しむことのできる公園であり、自然・レクリエーションの拠点として位置づける。

c. 景観構成系統の配置方針

石垣と桜並木が風情ある景観を織りなす島原城跡公園や、有明海を眺望でき、また、松林などを有する霊丘公園、砂州や樹林などを有する長浜周辺は、市街地内にある貴重な緑の空間であり、都市の風致を構成する要素でもあることから、その風致の維持に努める。

雲仙天草国立公園の一部である眉山の裾野に位置する県立島原農業高等学校周辺は、実習農園などの緑の空間を有し、また、雲仙普賢岳の勇壮な景観を眺望できることから、その風致の維持に努める。

島原港近海に浮かぶ九十九島は、眉山の大崩壊（島原大変）によって崩落した大量の岩石が海に降り注ぎ、自然が瞬時に造り出した大小多数の島々から成る風光明媚な景観を有する景勝地であり、島原半島県立公園にも指定されている。今後も、その風致の維持に努める。

秩父ヶ浦周辺は、杵島や海岸部において松林などがみられ、良好な景観を有しているものの、一部区域については、雲仙普賢岳噴火の際の土石流災害により、風致の要素が消滅している状況にある。今後は、風致の要素として維持すべき区域を明確化し、その風致の維持に努める。

d. その他

国指定史跡の旧島原藩薬園跡は、日本三大薬園跡の一つにも数えられ、歴史的価値の高いものであることから、その保全に努めるとともに、観光資源として、また、歴史文化を学習する場としての活用を図る。

砂防指定地の利活用の一環として整備された「われん川」は、湧水部が被災前の安中地区の面影を残しており、官民一体となって復元されている。今後も、この保全に努めるとともに、住民の憩いの場として、また、学習の場としての活用を図る。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーション系統として位置づけた島原総合運動公園および霊丘公園は、既に、それぞれ運動公園および地区公園として都市計画決定されており、今後も、余暇活動の場として、また、住民の憩いの場としての施設の維持・充実を図る。

b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市

環境の形成を図る。

景観構成系統として位置づけた島原城跡公園、県立島原農業高等学校周辺、壺丘公園、長浜周辺、島原港近海に浮かぶ九十九島については、それぞれ森岳城風致地区、瓢箪畑風致地区、壺丘公園風致地区、島原海岸風致地区、九十九島風致地区として既に都市計画決定されており、今後も、その風致の維持に努める。

また、秩父ヶ浦周辺についても、秩父ヶ浦風致地区として既に都市計画決定されているものの、雲仙普賢岳噴火の際の土石流災害により、一部風致の要素が消滅している区域もある。今後は、風致の要素として維持すべき区域を明確化し、その風致の維持に努める。

5) 都市防災に関する方針

①基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

①基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

